

「LCの日」制定のお知らせ

LC 研究懇談会は、2017 年 11 月 21 日開催の 2017 年度第 8 回運営委員会において、12 月 3 日を「LC の日」として制定致しました。なお、「LC の日」に関する内規は下記の通りです。

委員長 中村 洋

記

「LC の日」に関する液体クロマトグラフィー研究懇談会（LC 懇）内規

（名称）

第1条 LC 懇に「LC の日」を制定し、12 月 3 日を当該日とする。

（目的）

第2条 LC 懇の発展と LC 懇会員相互の情報交換・親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 LC 懇は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 「LC の日」の認知度を高める活動を行う。
- 2) LC 懇役員を対象として、その実績に応じて表彰を行う。
- 3) LC 懇新旧役員の情報交換・親睦を図る機会を設ける。
- 4) LC 科学遺産の選定・収集を行う。
- 5) その他、必要な事業を行う。

（運営）

第4条 「LC の日」に関する企画及び運営は、運営委員会において行う。

2017 年 11 月 21 日 施行